

平成 20 年度「犯罪被害者週間」国民のつどい 中央大会

# 政府からの報告（内閣府）

## 資料

内閣府犯罪被害者等施策推進室長 殿川 一郎

平成 20 年 12 月 1 日 於：砂防会館

# 犯罪被害者等施策の総合的かつ計画的な推進

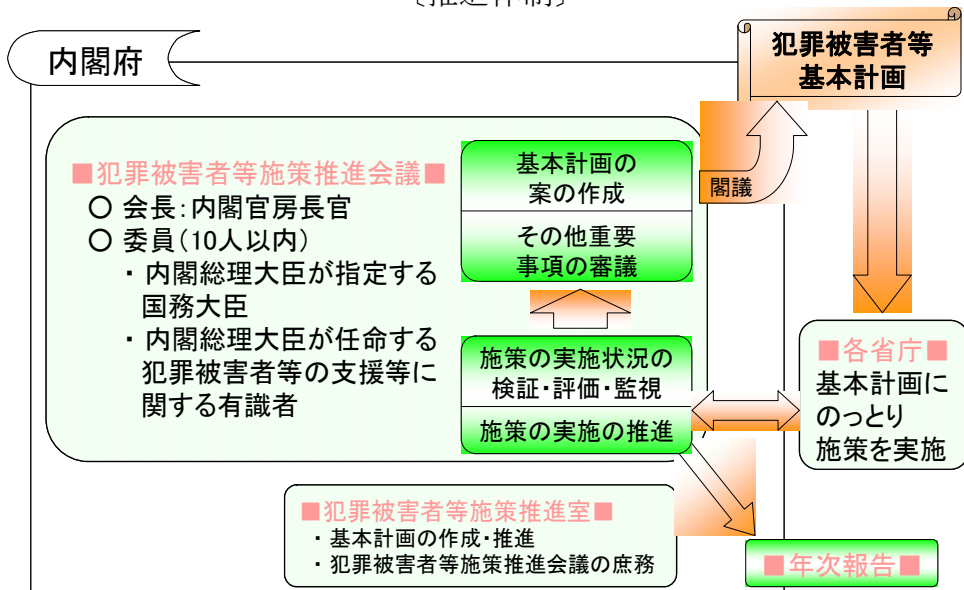
○総合的な取組を求める犯罪被害者等の声に応えるべく、平成16年12月1日、**犯罪被害者等基本法**が議員立法により成立。**本白書は基本法に基づく、国会への年次報告**

○平成17年12月、**犯罪被害者等基本計画**を閣議決定。4つの基本方針、5つの重点課題の下、258に上る具体的施策を位置付け

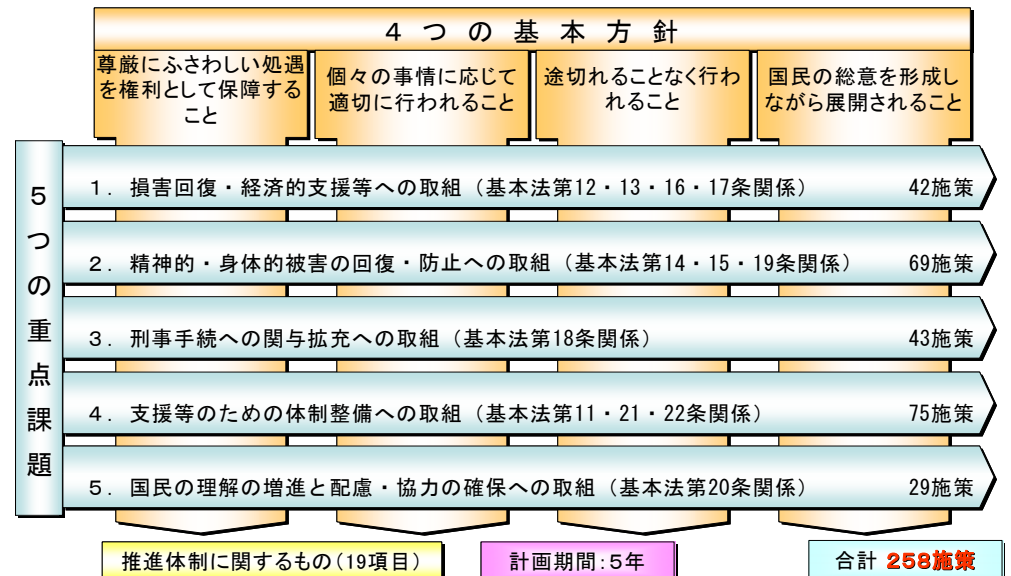
○平成18年4月、基本計画推進専門委員等会議と3つの検討会（※）を設置。平成19年11月に最終取りまとめを推進会議に報告

（※）「経済的支援に関する検討会」「支援のための連携に関する検討会」「民間団体への援助に関する検討会」

〔推進体制〕



〔4つの基本方針、5つの重点課題〕



## 犯罪被害者等施策～この1年の動き～

### ○損害回復・経済的支援等への取組

- ・ **犯罪被害給付制度の拡充**（平成20年7月施行）＜6頁＞
- ・ **損害賠償命令制度**を導入（平成20年12月施行）＜7頁＞

### ○精神的・身体的被害の回復・防止への取組

- ・ 民事訴訟におけるビデオリンク等の措置を導入（平成20年4月施行）＜9頁＞

### ○刑事手続への関与拡充への取組

- ・ 更生保護における犯罪被害者等施策（平成19年12月施行）＜10頁＞
- ・ 犯罪被害者等が刑事裁判の手続に参加する **被害者参加制度**を導入（平成20年12月施行）＜11頁＞
- ・ 被害者参加人に対して **国選被害者参加弁護士を付与**する制度を導入（平成20年12月施行）＜11頁＞

### ○支援等のための体制整備への取組

- ・ 保護観察所が犯罪被害者等に対する相談・支援を開始（平成19年12月）＜12頁＞
- ・ **犯罪被害者支援ハンドブック・モデル案**を作成（平成20年度）＜12頁＞

### ○国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

- ・ **犯罪被害者週間**（11月25日～12月1日）の実施＜14頁＞